

<p>第575号 2015年6月19日 共同実施を断念させよう</p>	<h1>東 学</h1>	<p>東京都学校事務職員労働組合 東京都新宿区高田馬場 3-14-14 03-3367-6783 東学 Web http://tougaku.net/</p>
---	--------------	---

住居手当調査を見直せ！

1. 義務教育費国庫負担金に係る現員現給調査

今年も都教委は、上記の調査を「住居手当及び単身赴任手当について、義務教育費国庫負担額を国の支給基準により算定するため」と称して行っている。ここで問題となっているのは、住居手当の支給基準が国と都では大きく異なっているにもかかわらず、国基準での調査を行っていることだ。調査を見直すべきだ。東学は都教委へ見直しを申し入れた。

2. 国の基準

国の住居手当の支給基準は（以下人事院月報2015年2月号より）、「借家・借間に居住し、一定額を超える家賃・間代を支払っている職員」とのこと。

なお職員の居住形態は、

- ①借家・借間 17.8%
- ②公務員宿舍 36.3%
- ③自宅 45.8%

職員のうち16.9%が住居手当を受給。住居手当の平均支給額は、25319円。住居手当受給者と公務員宿舍居住者を合わせると、50%以上の職員が住居についての補助を受けていることになる。

国の基準と比べると都の住居手当支給基準は対象範囲も狭ければ、金額も低い。

3. 不当な個人情報収集

国と都の基準は、都が独自に変えたため異なり対象範囲は国と比べて狭い。そうであれば、現実に住居手当を支給されている教職員だけを対象として調査を行うのが筋であろう。たとえ国庫負担金の対象であろうと実際には支給していないのだから。

それにもかかわらず住居手当の支給対象外の教職員までも調査対象とし、「対象者への聞き取り」を指示している。

それによれば、住居手当を受けていない教職員に、

①持ち家か借家か②誰が借りているか③家賃はいくらかといった内容を聞き取れと指示している。しかし、住居手当をもらってもいない人にまで聞ける内容であろうか？集めた情報の管理はどうなるのであろうか？不当な個人情報の収集ではないだろうか？調査を見直すべきだ。

4. 整合性と一貫性？

都教委は、国基準には従わない教育行政を取り続けている。その一例である小中学校事務職員の配置については複数配置分が数百人あるが、0にしている。しかも一方的な通告によってである。一方、金を国から取れそうときだけ、国基準と言って不当な個人情報収集の指示をしている。

国基準をそれなりに尊重している他県と違い、都教委・都が独自の行政を続けてきた結果、他県の事務職員たちと話をしても、東京は別の国のような扱いを受け、話に加われないということすらある位の状況もある。

それにもかかわらず、都合のいいときだけ、国基準を言い出す東京都の教育行政に整合性があるのだろうか？

他方、この問題は都教委の一貫性？も示している。

以前のことになるが、都教委は組合員に対して給与の返納を求める訴訟を起こして敗訴が確定している。そのとき、そこまで争うことができず、やむなく返納に応じた人が多数いたが、都教委は言いがかりと訴訟の脅しで集めた金をいまだに返さず不当な利益を得たままになっている。

金を集めることについては、東京都の教育行政に一貫性？があるかもしれない。

不当な個人情報収集を行う現員現給調査について（要求）

貴職は、義務教育費国庫負担金に係る現員現給調査として、住居手当の調査を行っているが、現に住居手当を受けていない教職員についても調査対象として住居の状況を調査するように求めている。

その調査対象者に対して住居手当を支給しないと決めた貴職が、調査と称し、未支給者に対して不当な個人情報の収集を命じている。即刻中止すべきである。

また義務教育費国庫負担金について言えば、貴職は事務職員について国基準を大幅に下回る配置しかしておらず、その分を他へ流用している。東京として、一方的な独自判断をしているにもかかわらず、この調査については国基準で不当な個人情報収集を行うことは理解できない。

記

1. 住居手当未支給者に対して、住居の調査を行わないこと。

こぼれ話

今年度、小中学校に新規採用事務職員が配置された。都が国基準を無視して一方的に定めた基準、1校1名のために短期雇用の臨時職員しかいない学校に配置された新規採用事務職員もいる。その一方、新規採用栄養士については、栄養教諭配置校に配置された新規採用栄養士もいる。

都教委は事務職員と学校の運営をどう考えているのであろうか？

お詫び

前号で紹介した「特別区教育長会要望 平成27年度東京都教育関係予算等の策定に関する要望」「県費負担教職員の人事権の一部先行移譲について 新規追加」については、検討が部長会までは行われたが、要望は出されなかったとのことでした。お詫びします。

共同実施、定数削減等をはじめとして職場における労働条件の維持・向上のため、今ほど組合の団結の力が必要とされている時はありません。

あなたの組合への加入を必要としています。

加入のお申し込み・ご相談は、下記のところにお問い合わせいたします。

本部連絡先：世田谷区若林小学校・事務室 松永哲次 TEL03-3413-0655

地区連絡先：